

日本共産党熊本市議団・提出 2022年12月20日

## 会計年度任用職員の改善を求める意見書（案）

住民の生活を支える自治体の業務は、正規の常勤職員によって自治体が直接執行すべきものです。しかし、国は自治体に総人件費抑制や定員管理計画を押し付け、1980年代には320万人だった正規職員が、2020年には270万人余りへと削減され、その代わりとして非正規職員が増やされ、2020年には69万人にもなっています。自治労連の全国調査では、非正規公務員の6割が年収200万円未満となっており、深刻な官製ワーキングプアの実態が示されています。

非正規公務員の適切な勤務時間・休暇等の制度の整備など、処遇改善を目指して、2020年度から会計年度任用職員制度が始まりました。一定の部分的な改善は図られましたが、制度の目玉であった「期末手当」支給が過少であったり、給与や休暇などが運用前より引き下げられるようなケースもありました。また、非正規雇用の多くを女性が占めるジェンダーギャップや経験が反映されない給与のあり方、特に、会計年度ごとの任用と公募によらない任用の回数制限の問題など、非正規雇用の重大な問題は改善されず、労働契約法やパート・有期労働法・最低賃金法などの適用除外となっていることで、処遇も格差も厳然と存在する状況での雇用が続いていきます。常時職員を配置すべき、戸籍や介護・生活保護などの窓口業務、保育園の保育士・調理師・看護師、学童保育の指導員など、恒常的に存在し、本格的業務である部署や、経験や専門性が求められる部署が、継続性のない不安定な会計年度任用職員によって運営されていることは大きな問題です。

公務の専門性・継続性・公平性・平等性を担保し、全体の奉仕者としての役割を果たしていくためには、任期の定めのない、身分保障のされた常勤職員で業務を担っていくべきです。

自治体の業務は、安定した継続性のある雇用で、専門性・経験が積み重ねられる常勤職員によって担うという前提に立ち、会計年度任用職員の身分を保障するために、以下の点を要望します。

- 1、 継続的任用を保障するために、任期の定めのない職員としての位置づけとする法整備を行うこと
- 2、 フルタイム・パートタイムいずれの会計年度任用職員についても、常勤職員と同様の法体系にし、勤勉手当も含め、給料・手当等を支給できるようにすること
- 3、 会計年度任用職員を「パートタイム・有期雇用労働法」、「最低賃金法」等の労働法制の適用対象とすること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2022年12月20日

熊本市議会

各宛1通